# 新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありが とうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

# 1. 「緊急事態宣言」期間中の対応について

この度、大阪府において、令和2年5月16日以降については、「府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方『大阪モデル』」をふまえ、これまでの自粛要請を一部解除することが示されました。

自粛要請の一部解除に伴い、保護者の方々の就労などにより保育を必要とされる場合が、段階的に増えてくることが想定されます。

保育所は利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であり、保育を必要とする場合には 引き続き受入れを行いますが、<u>現在も緊急事態宣言期間中でありますことから、5月31日までは、引き続き、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方には、家庭での保育</u>の協力をお願いしたいと考えております。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の観点から、なにとぞご理解 いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年6月以降の対応については、令和2年5月21日以降に改めてお知らせを させていただきます。

### 2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱(37.5 度以上)や風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

# 3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、当保育所において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休所を行う場合があります。

# 4. 登所を控えていただく期間における保育料の軽減について

令和2年3月2日以降に保育所に登所していない場合は、その日数の保育料を軽減する ことになりました。軽減額や還付方法など、詳細が確定したのちに改めてお知らせします。

大阪市新型コロナ受診相談センター: (電話:06-6647-0641)

相談受付時間:24 時間 ※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府: 府民向け相談窓口 (電話: 06-6944-8197、FAX: 06-6944-7579)

QRコードを ご活用ください



相談受付時間 9時から18時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

(参考) 大阪市HP:新型コロナウイルス感染症について(電話相談含む) https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html

大阪市こども青少年局